

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 25 日

長崎県環境保健研究センター所長 齊宮 広知

1 一般競争入札に付する事項

東側フェンス設置

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者
- (6) 長崎県内に本店又は建設業法上の営業所を置いていない者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (8) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格要件

- (1) 長崎県内に本店又は建設業法上の営業所を有していること
- (2) 建築工事業の許可を有し、長崎県入札参加資格を有していること
- (3) 土木工事の格付け等級 D を有していること

4 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 に定める要件に基づき、
- (2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

ア 3 の(2)

イ 3 の(3)の格付け等級(長崎県土木部監理課ホームページ)

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和 7 年 7 月 14 日（月曜日）までの間（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県環境保健研究センターのホームページ（<https://www.pref.nagasaki.jp/section/kankyo-c/>）から入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参又は書留郵便

(提出期限内必着のこと)により提出すること。

ア 誓約書(様式第2号)

イ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書

ウ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

エ 印鑑届(様式第3号)

オ 経営事項審査結果通知書の写し

※ イウについては原本又は写しとし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の交付及び提出場所

(住所) 〒856-0026 長崎県大村市池田二丁目1306番地11

(名称) 長崎県環境保健研究センター 総務課

(電話) 0957-48-7560(直通)

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知(郵送)する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年3月31日までとする。

7 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(8)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。